

## 佐賀県難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児（以下「軽度・中度難聴児」という。）や人工内耳を装用している難聴児（以下「人工内耳装用児」という。）に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図るため、佐賀県難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成27年8月3日障第1374号。佐賀県健康福祉本部長通知）に基づき、市町が実施する補聴器の購入、修理及び更新並びに人工内耳体外機の更新に要する経費を助成する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (事業主体)

第2条 事業主体は、市町とする。

### (交付の対象経費、基準額、補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費並びにこれに対する基準額及び補助率（補助金額）は、次のとおりとする。

対象経費	基準額	補助率（補助金額）
軽度・中度難聴児にかかる補聴器の購入費及び修理費	別表第1の「1台当たりの基準価格」欄に掲げる額の100分の106（別表第2に掲げる交換をする場合については100分の110、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人もしくは一般財団法人の設置する補聴器製作施設が製作した補聴器を購入又は修理する場合は、100分の95）に相当する額と実支出額とを比較していずれか少ない額	市町が補助した額の2分の1以内（ただし、基準額の3分の1を限度とする。）
人工内耳装用児にかかる人工内耳体外機の更新費	別表第3の「1台当たりの基準価格」欄に掲げる額の100分の110に相当する額と実支出額を比較していずれか少ない額	同上

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 市町は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付すこと。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ウ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、間接補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 市町は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該年度の3月31日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払で交付するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(台帳の整備)

第9条 市町は、補助金の交付に当たり、難聴児補聴器購入費等助成台帳(様式第5号)を備え、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

#### 別表第1

##### (1) 購入及び更新基準

補聴器の種類	1台当たりの基準価格	附属品	備考	耐用年数
軽度・中等度難聴用 ポケット型	34,200円	電池 イヤモールド	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。  身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。  ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。	5年
軽度・中等度難聴用 耳かけ型	43,900円			
高度難聴用ポケット型	34,200円		平面レンズを必要とする場合は、修理基準の	

高度難聴用耳かけ型	43,900 円		表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。  重度難聴用耳かけ型で F M 型受信機（デジタル無線方式を含む）オーディオチュー、F M 型用ワイヤレスマイク（デジタル無線方式を含む）を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。  デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は 2,000 円を加算すること。
重度難聴用ポケット型	55,800 円		
重度難聴用耳かけ型	67,300 円		
耳あな型(レディメイド)	87,000 円		
耳あな型(オーダーメイド)	137,000 円	電池	
骨導式ポケット型	70,100 円	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	120,000 円	電池 平面レンズ	
軟骨伝導型	122,500 円	電池	

(2) 修理基準

修理部位	1台当たりの基準価格	備考
耳あな型シェル交換(レディメイド)	6,300 円	F M 型補聴器についてはデジタル無線方式のものも含む。
耳あな型シェル交換(オーダーメイド)	26,400 円	
耳あな型スイッチ交換	3,150 円	
耳あな型テレホンコイル交換(レディメイド)	8,400 円	
耳あな型テレホンコイル交換(オーダーメイド)	12,700 円	
耳あな型極板交換	1,050 円	
耳あな型ボリューム交換(レディメイド)	8,400 円	
耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド)	11,600 円	
耳あな型マイクロホン交換(レディメイド)	13,500 円	
耳あな型マイクロホン交換(オーダーメイド)	15,950 円	
耳あな型レシーバー交換(レディメイド)	14,200 円	
耳あな型レシーバー交換(オーダーメイド)	20,000 円	
耳あな型抵抗交換(レディメイド)	2,100 円	
耳あな型抵抗交換(オーダーメイド)	8,900 円	
耳あな型コンデンサ交換(レディメイド)	2,100 円	
耳あな型コンデンサ交換(オーダーメイド)	8,900 円	
耳あな型電池ホルダー交換(レディメイド)	1,050 円	

耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,550 円	
耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,300 円	
耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	9,500 円	
耳あな型サスペンション交換	890 円	
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700 円	
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200 円	
耳かけ型ケース組立交換	3,750 円	
耳かけ型スイッチ交換	4,500 円	
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550 円	
耳かけ型極板交換	1,470 円	
耳かけ型ボリューム交換	6,450 円	
耳かけ型マイクロホン交換	11,810 円	
耳かけ型レシーバー交換	12,120 円	
耳かけ型トリマー交換	1,900 円	
耳かけ型フック交換	620 円	
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000 円	
耳かけ型耳栓組立交換	600 円	
耳かけ型サスペンション交換	640 円	
耳かけ型アンプ組立交換	29,880 円	
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150 円	
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350 円	
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300 円	
重度難聴用イヤホン交換	5,490 円	
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000 円	
重度難聴用コード交換	1,800 円	
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400 円	
眼鏡型ケース組立交換	9,400 円	
眼鏡型スイッチ交換	3,450 円	
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300 円	
眼鏡型極板交換	1,400 円	
眼鏡型ボリューム交換	4,580 円	
眼鏡型マイクロホン交換	13,900 円	
眼鏡型骨導子交換	16,400 円	
眼鏡型アンプ組立交換	23,100 円	
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200 円	
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700 円	
眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350 円	
眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3,100 円	
眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500 円	
眼鏡型平面レンズ交換	3,600 円	
ポケット型ケース組立交換	5,400 円	
ポケット型クリップ交換	1,200 円	
ポケット型スイッチ交換	3,500 円	

ポケット型テレホンコイル交換	1,350 円	
ポケット型極板交換	1,350 円	
ポケット型ボリューム交換	4,580 円	
ポケット型マイクロホン交換	5,400 円	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500 円	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150 円	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	960 円	
F M型受信機交換	80,000 円	
F M型操作用基板交換	6,000 円	
F M型用ワイヤレスマイク交換（充電電池を含む。）	98,000 円	
F M型トリマー基板交換	6,000 円	
F M型アンプ組立交換（受信用）	48,000 円	
F M型受信回路組立交換	46,000 円	
F M型アンテナ交換	5,000 円	
F M型水晶振動子交換	6,000 円	
F M型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000 円	
F M型用ワイヤレスマイク I D 基板組立交換	14,000 円	
F M型受信機ケース（端子）交換	5,000 円	
F M型受信機スイッチ交換	4,000 円	
F M型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000 円	
F M型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000 円	
F M型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000 円	
F M型用ワイヤレスマイク充電電池交換	5,000 円	
F M型用ワイヤレスマイク充電用 A C アダプタ交換	3,500 円	
F M型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000 円	
イヤモールド交換	9,000 円	
コンセント交換	830 円	
I C 回路交換	4,550 円	
イヤホン交換	3,170 円	
コード交換	680 円	
トランジスター又はダイオード交換	2,050 円	
抵抗交換	2,050 円	
コンデンサ交換	2,050 円	
トランス交換	1,900 円	
オーディオシュー交換	5,000 円	

別表第 2

重度難聴用イヤホン交換
眼鏡型平面レンズ交換
骨導式ポケット型レシーバー交換
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換
イヤホン交換

別表第 3

人工内耳用材料	1台当たりの 基準価格
(1) 人工内耳用音声信号処理装置	
標準型	940,000 円
残存聴力活用型	932,000 円
(2) 人工内耳用ヘッドセット	
マイクロホン	39,000 円
送信コイル	10,700 円
送信ケーブル	2,740 円
マグネット	7,870 円
接続ケーブル	4,480 円